

消費国における木材事業者の違法伐採に対する取り組みに関するアンケート調査結果概要

		質問内容		北米他	EU	合計	
全員への質問	1.違法伐採問題に対する組織の取組	(1) 違法伐採問題に関する貴社の考え?	違法伐採問題は木材を取扱う業者として大きな問題であり常に違法伐採木材を扱うリスクがあると感じている	a	3	6	9
			違法伐採問題は木材を取扱う業者として大きな問題であるが供給先について問題と感ずることはない	b	5	8	13
			違法伐採問題は一部の人がいほど大きな問題ではない	c	2	1	3
			その他	d	5	6	11
		その他		8	8	16	
		(2) 違法伐採問題を解決・回避するための取組	自社の製品には違法伐採材が排除されるような仕組みを整備している	a	6	8	14
			自社の製品には違法伐採材が可能な限り少なくなるような仕組みを整備している	b	4	6	10
			違法伐採材が排除されるような仕組みが社会的にできているので、自社では独自の仕組みを持ってはいない	c	2	0	2
	その他		d	3	7	10	
	その他		6	9	15		
	2. 欧州市場での取引	EU市場における貴社の木材製品の取り扱い。(複数回答可)	わが社はEU木材規則のよる、木材を最初にEU市場で販売する事業者(Operator)である	a	3	18	21
			わが社EU木材規則による、EU域内の木材を取引する事業者(Trader)である	b	3	3	6
			我々はOperatorでもTraderでもない	c	10	1	11
	3. 米国市場での取引	米国市場における貴社の木材製品の取り扱い。(複数回答可)	わが社は米国における木材取引を実施し、あるいは実施する予定である	a	14	10	24
			わが社は米国における木材取引を実施していないし、する予定もない	b	1	11	12
	4. 日本市場での取引	日本市場における貴社の木材製品の取り扱い。(複数回答可)	わが社は日本における木材取引を実施し、あるいは実施する予定である。	a	9	17	26
わが社は日本における木材取引を実施していないし、する予定もない。			b	6	4	10	
1 EU木材規について	(1)デュー・ディリジェンスDD調査のために、どのようなことを行っているか(複数回答可)	定期的に検査を行っている	a	3	15	18	
		供給先に行って現地調査を行っている	b	1	11	12	
		その他(c	1	4	5	
		コメントか質問があればお書きください		15	19	34	
	(2)木材規則では、デュー・ディリジェンスDD調査の実施義務付けが規定されています。制度の実施に伴う貴社のビジネスへの	[a] 大きな影響の内容	大きな影響があった。	a	1	1	2
			やや影響があった	b	1	10	11
			特に影響がなかった	c	1	6	7
		[b] 若干の影響の内容	コスト(支出増など)、	1	1	1	2
			取扱品目の変更、	2	1	0	1
			調達業者の変更、	3	1	1	2
			調達方針の変更、	4	1	0	1
			然るべき注意を払うための手続きの変更、	5	1	1	2
			その他(6	0	0	0
			コスト(支出増など)、	1	1	10	11
	取扱品目の変更、	2	1	1	2		
	調達業者の変更、	3	1	4	5		
	調達方針の変更、	4	1	0	1		
	然るべき注意を払うための手続きの変更、	5	1	5	6		
	その他(6	0	0	0		
	コメントか質問があればお書きください		13	19	32		
	(3)Traderとしてトレーサビリティを確保するためにビジネスに影響がありましたか	[a] 大きな影響の内容	大きな影響があった。	a	1	2	3
			やや影響があった	b	0	11	11
			特に影響がなかった	c	3	7	10
		[b] 若干の影響の内容	コスト(支出増など)、	1	1	2	3
			取扱品目の変更、	2	1	0	1
			調達業者の変更、	3	1	0	1
			調達方針の変更、	4	1	0	1
			然るべき注意を払うための手続きの変更、	5	1	1	2
			その他(6	0	0	0
			コスト(支出増など)、	1	0	9	9
	取扱品目の変更、	2	0	2	2		
	調達業者の変更、	3	0	3	3		
調達方針の変更、	4	0	0	0			
然るべき注意を払うための手続きの変更、	5	0	5	5			
その他(6	0	1	1			
コメントか質問があればお書きください		13	19	32			
(4)欧州木材規則の罰則について	知っている	ye	2	14	16		
	知らない	no	3	6	9		
	適切である	1	1	7	8		
	罰則は必要であるが、事業者への負担が大きいと感じる	2	1	3	4		
b. 罰則に関する意見	その他	3	3	10	13		
	コメントか質問があればお書きください		1	5	6		
(5) FLEGT VPA(二国間協定)の実施に伴う影響について	VPA締結国との取引をしている	a	1	6	7		
	VPA締結国との取引をしていないがする予定である	b	1	1	2		
	VPA締結国との取引をしないし将来もその予定はない	c	1	6	7		
	VPAについては知らない	d	2	7	9		
コメントか質問があればお書きください		1	2	3			

該当

事業者への質問	2. 米国レーシー法について	(1)(1) レーシー法では「海外で違法に伐採された木材・木材製品の取引が禁止され、然るべき注意を払うdue care」こととされて	定期的に検査を行っている	a	11	8	19
			供給先に行って現地調査を行っている	b	8	6	14
			その他	c	5	4	9
			Any comments or questions, if any.		5	4	
		(2) (2) Due careの実施に伴う貴社のビジネスへの影響について?	大きな影響があった。	a	2	1	3
			やや影響があった	b	5	6	11
			特に影響がなかった	c	7	3	10
		[a] 大きな影響の内容	コスト(支出増など)、	1	2	1	3
			取扱品目の変更、	2	1	0	1
			調達業者の変更、	3	2	0	2
			調達方針の変更、	4	1	0	1
			然るべき注意を払うための手続きの変更、	5	1	1	3
			その他(6	0	0	0
		[b] 若干の影響の内容	コスト(支出増など)、	1	3	5	8
			取扱品目の変更、	2	1	1	2
			調達業者の変更、	3	2	2	4
			調達方針の変更、	4	1	0	1
			然るべき注意を払うための手続きの変更、	5	5	0	5
			その他(6	1	0	1
			コメントか質問があればお書きください		3	2	
(3) 「輸入時点での申告を義務づけ」の実施に伴う影響について	大きな影響があった。	a	1	0	1		
	やや影響があった	b	4	6	10		
	特に影響がなかった	c	9	4	13		
[a] 大きな影響の内容	コスト(支出増など)、	1	1	0	1		
	取扱品目の変更、	2	1	0	1		
	調達業者の変更、	3	1	0	1		
	調達方針の変更、	4	1	0	1		
	情報収集体制の変更	5	1	0	1		
	その他(6	0	0	0		
[b] 若干の影響の内容	コスト(支出増など)、	1	4	5	9		
	取扱品目の変更、	2	0	1	1		
	調達業者の変更、	3	0	1	1		
	調達方針の変更、	4	1	0	1		
	情報収集体制の変更	5	2	0	2		
	その他(6	1	0	1		
	コメントか質問があればお書きください		3	0			
(4)レーシー法の罰則について	知っている	ye	13	8	21		
	知らない	no	1	2	3		
b. 罰則に関する意見	適切である	1	7	3	10		
	罰則は必要であるが、事業者への負担が大きいと感じる	2	4	1	5		
	その他	3	3	1	4		
	コメントか質問があればお書きください		3	2			
3. 日本の合法木材制度について	(1) 日本の制度の認知	内容の詳細を知っていた	a	4	1	5	
		聞いたことがあった	b	7	10	17	
		知らなかった	c	4	10	14	
	(2) 日本の制度についてどう思いますか	消費者に一定の信頼性のある情報を伝達する手段として重要である	a	3	4	7	
		信頼性に問題があり改良の余地がある	b	1	0	1	
		特に意見は無い	c	10	13	23	
		その他(d	1	4	5	
	コメントか質問があればお書きください						